

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和5年4月1日現在の南丹市の人囗は30,242人であり、5年前の平成30年度と比べ約2,000人減少している。そのうち65歳以上の高齢者率が36.08%で増加傾向にあり、55歳以上が人口の約半分を占めるなど少子高齢化が急速に進行している。

卸売業・小売業が24.5%を占め最大であり、建設業、製造業、サービス業、宿泊・飲食サービス業と上位5業種で73.5%を占めている。また、従業者数は医療・福祉が22.7%を占め最大であり、教育・学習支援業、製造業、卸売業・小売業、建設業と上位5業種で75.4%を占めている。

本市では、一部の大手・中堅製造業が地域産業を牽引しているが、事業所のほとんどが中小企業であり、全産業で人手不足に陥り生産性の向上が喫緊の課題となっている。

工業団地「京都新光悦村」の誘致が進んだことを受け、今後新たな都市計画区域（工業、準工業地域）への企業誘致を促進することから、人手不足に対応した高効率の先端設備導入の促進を図らなければならない。

(2) 目標

本基本計画を策定することにより、市内中小企業の人手不足による競争力弱体化を防ぎ、安定性や収益性の高い事業へのシフトを支援するとともに、市内誘致企業のうち中小企業への就業者数を2年で10名増加させ、うち市内在住者を半数の5名とする目標とする。

※ 令和4年度誘致企業就業者数：3,079名

うち市内在住者：932名（30.2%）

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の業種別事業所数をみると、卸売業・小売業、建設業、製造業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業など多種多様な業種が存在しており、中小零細企業の割合が大変高いことから全業種の生産性向上を目指さなければならない。したがって、当市は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は616.4km²もの広大な面積を有していることから事業所が市内各地に分散しており、特定の地域を対象にせず南丹市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市においては、特定分野の業種の集積や関連企業群ではなく、全域で全産業の先端設備導入を促進する必要があることから、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 太陽光発電所施設の整備に係るものについては、住民から多くの苦情や環境に配慮するよう求める声があることに留意し、当該施設の破損及び廃棄に際し、有害物質が拡散、放置されないよう、その管理、修繕及び処分の方法を明記した計画書を任意に作成し、計画を履行することを確約する文書を南丹市に提出するとともに、当該設備を新たに導入しようとする区域及び隣接する区域の自治会長から設置に関する同意書を徴し添付することを条件とする。